**地区公民館施設整備補助金に関する提出資料**

１．提出書類

（１）地区公民館施設整備事業計画書

（２）見積書（1社以上）

見積書は消費税(10％)込の金額で、できるだけ詳細に記載してください。

見積書には工事予定時期を記載してください。

（３）工事設計書（平面図など、工事箇所・内容がわかるもの）

機器・遊具を購入する場合は、敷地内の配置場所および購入品のカタログ。

補修事業の場合、可能であれば現況写真を添付。

（４）（新築や増改築の場合）建築確認済証

（５）（敷地取得の場合）付近の地形図

（６）（借入金がある場合）借入金償還計画書

（７）（新築事業・長寿命化改修事業の改修予定がある場合）地区公民館改修工事に係る調査票

２．対象となる事業・金額（太宰府市地区公民館施設整備条例に拠る）

① 増改築及び補修事業等（バリアフリー化事業を含みます）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業内容 | 工事費の条件 | 補助率 | 補助限度額 |
| 公民館の増改築及び補修 | 10万円以上 | 5分の4 | 500万円 |
| 室外の固定遊具の新設及び増改築 | 5万円以上 | 2分の1 | 30万円 |
| 放送設備機器の新設及び改良 | 10万円以上 | 2分の1 | 75万円 |
| 敷地内照明設備の新設 | 5万円以上 | 2分の1 | 10万円 |

※予定している事業が補助対象になり得るか疑問な場合は、太宰府市文化学習課（TEL：092-921-2101）までお問い合わせください。

② 新築事業（全改築を含む）並びに長寿命化事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 世帯数 | 補助率 | 補助限度額 |
| 500世帯以下 | ３分の２ | 3,000万円 |
| 501世帯以上1,499世帯以下 | 3,000万円に500世帯を超えた世帯数1世帯当たり3万円加算 |
| 1,500世帯以上 | 6,000万円 |